

市民防災農地の登録申出の受付がはじまります

市民防災農地とは・・・

大地震による災害が発生した場合に、あらかじめ御登録いただいた農地を市民の一時避難場所や応急仮設住宅建設用地などに利用させていただくものです。

市民の安全確保と円滑な復旧活動に寄与する「市民防災農地」への登録をご検討ください。



募集期間	令和8年9月1日（火）から9月30日（水）
登録方法	セレサ川崎農業協同組合の各統括支店にて市民防災農地登録申出書を受け取り、案内図・位置図を添付のうえ 各統括支店に提出 してください。
登録対象農地	災害時に容易に立入り可能 かつ 300㎡以上の一団の農地（所有者が異なる農地でも一団性があれば登録できます）
登録期間	3年（登録取下げの申出がない場合は 自動継続 します）
登録農地の用途	大地震による災害が発生した場合に 一時避難場所として使用 します。応急仮設住宅建設用地や復旧用資材置場として長期使用する場合には、 別途協議 します。
使用時の補償	「農作物等補償基準」に基づき、予算の範囲内で農作物の損失補償等を行います。また、応急仮設住宅建設用地や復旧用資材置場として使用した場合は原状回復します。
登録証等の交付	市民防災農地登録証を交付します。
標識の設置	登録された翌年度以降に、市民防災農地の制度趣旨などを記載した 標識を設置 させていただきます。

※登録の申出をいただいた農地については、令和9年1月1日付で川崎市市民防災農地に登録し、登録証を送付いたします。

～農地は市民の安全・安心を守る大切な役割を果たしています～



【問合せ先】

- 川崎市都市農業振興センター農地課
川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2F
TEL：044-860-2461
- セレサ川崎農業協同組合営農経済本部販売対策部
都市農業振興課
川崎市宮前区宮崎2-13-38
TEL：044-877-2197



川崎市の市民防災農地登録制度について

市民防災農地は、大地震による災害が発生した場合に、近隣にお住まいの方々などの一時的な避難場所や、応急仮設住宅建設用地、復旧用資材置場として利用させていただく制度で、平成9年に開始しました。

市民防災農地として登録した場合、大地震による災害が発生した際に、所有者の許諾なく市民の方々が当該農地を一時的な避難場所として利用することができるほか、市が所有者の皆様と協議の上、応急仮設住宅の建設用地や復旧用資材置場として利用させていただくことができますようになります。

その他の事項については、Q&Aを御参照ください。

Q 1 市内にはどのくらいあるの？

市内には**550か所**（令和8年1月1日現在）
約81.2haの市民防災農地があり、農地内に
標識等で表示しています。

（指定避難所と防災農地の違い）

●指定避難所

災害によって自宅に住めなくなってしまった場合などに避難生活などを送る場所。市内の市立小中学校等を指定。

●防災農地（一時避難場所）

地域住民等が震災から身の安全を図るため、
一時的に避難する場所。身の安全を確保した後、
家屋の倒壊等により自宅で生活できない方は、
指定避難所等に移動します。

平成29年度から、
このような看板を
順次設置しPRしています



Q 2 平時でも利用できるの？

災害時に利用されることを条件として登録するため、避難訓練のような平時の利用はできません。

Q 3 市民防災農地内の農産物を食べても良いの？

この制度においては、たとえ大規模な災害時であったとしても、農地内の農産物を食べることはできません。

Q 4 災害時に使用された後、どうなるの？

川崎市が「農作物補償基準」に基づき、予算の範囲内で農作物の損失補償等を行います。
また、農地所有者の許可を得た上で応急仮設住宅建設用地や復旧用資材置場として利用した場合は、原状回復し、農地所有者にお返しします。